新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別について

　令和２（2020）年以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染された方々やその家族、医療従事者等に対する不当な偏見や差別、いじめなどの事例が報告されています。このような偏見や差別は決して許されません。

　新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するための規定が設けられました。

　大阪府では、「大阪府人権相談窓口」を開設しており、府民の皆様からの人権に関する相談を受け付け、その課題に応じた情報の提供や相談機関の紹介を行っています。

　また、「新型コロナこころのフリーダイヤル」を開設し、新型コロナウイルス感染症の影響により、不安やストレスなどを感じている府民の方々の相談をお受けしています。

○大阪府人権相談窓口

（相談専用電話　06-6581-8634）については、

P.38を参照ください。

○新型コロナこころのフリーダイヤル

相談専用電話　0120-017-556

（大阪府・大阪市・堺市）

新型コロナウイルス感染症に関するこころのケアについて

http://www.pref.osaka.lg.jp/kokoronokenko/covid19\_kokoronocare/index.html

（問い合わせ先：健康医療部　こころの健康総合センター）

さまざまな人権問題

　「身近な人権のこと」と題して、私たちを取り巻く人権問題をこれまで取り上げてきましたが、他にもさまざまな人権問題が存在しています。例えば、

●アイヌの人々に対する理解が十分でないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しています。

●大規模な災害は多くの人命、生活基盤や働く場を奪い、被災者は突如として大きな困難に直面します。情報不足やデマなどによる人権侵害が生じることがあるほか、被災者はその後の避難生活でも多くの困難に直面します。

●生まれつきのあざ、事故・病気による傷ややけど、脱毛などの「見た目（外見）」の症状がある人たちが学校でいじめられたり、就職や結婚で差別されたりするといった問題があります。

●刑を終えて出所した人や家族に対する偏見や差別は根強く、定職に就くことや住居を確保することが困難な状況にあります。

　このため、更生に向けた計画的な支援など、地域で暮らすためのさまざまな支援が必要な状況にあります。

●人身取引（性的サービスや労働の強要等）は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められています。

　わたしたちは、毎日多くの人と接しながら生活していますが、会話の中の何気ない一言で、無意識に誰かを傷つけているかも知れません。人権を「自分の問題」として見つめ直し、一人ひとりの人権が尊重される社会を共に築いていきましょう。

人権カレンダー

４月

AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間

２～８日　発達障がい啓発週間

２日　世界自閉症啓発デー

５月

１～７日　憲法週間

５～11日　児童福祉週間

３日　憲法記念日

５日　こどもの日

６月

外国人労働者問題啓発月間

男女雇用機会均等月間

就職差別撤廃月間

１～７日　HIV検査普及週間

未定　ハンセン病を正しく理解する週間

23～29日　男女共同参画週間

１日　人権擁護委員の日

22日　らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日

７月

青少年の非行・被害防止全国強調月間

「社会を明るくする運動」強調月間

再犯防止啓発月間

１日　更生保護の日

８月

未定　全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

９月

高齢者保健福祉月間

障がい者雇用支援月間

発達障がい者福祉月間

10～16日　自殺予防週間

８日　国際識字デー

10日　世界自殺予防デー

21日　国際平和デー

10月

部落差別調査等規制等条例啓発推進月間

里親月間

高年齢者雇用支援月間

１日　国際高齢者デー

11月

児童虐待防止推進月間

精神保健福祉月間

子ども・若者育成支援強調月間

ヘイトスピーチ解消推進条例啓発推進月間

12～25日　女性に対する暴力をなくす運動

未定　全国一斉「女性の人権ホットライン」

強化週間

25～12月1日　犯罪被害者週間

25日　女性に対する暴力撤廃の国際デー

12月

職場のハラスメント撲滅月間

３～９日　障がい者週間

４～10日　人権週間

10～16日　北朝鮮人権侵害問題啓発週間

１日　世界エイズデー

３日　国際障がい者デー

10日 人権デー

１月

２月

３月

自殺対策強化月間

８日　国際女性デー

21日　国際人種差別撤廃デー　世界ダウン症の日